

貿易円滑化事業費補助金に係る検査実施規程

(目的)

第1条 この規程は、貿易円滑化事業費補助金（輸出品放射線量検査事業）実施要領（以下「実施要領」という。）4.（1）の定めにより、経済産業大臣が指定した事業者（以下「当社」という。）が実施する貿易円滑化事業（輸出品放射線量検査事業）（以下「事業」という。）に関する申込手続等を定め、もって事業の適正かつ確実な処理を図ることを目的とする。

(検査の対象及び検査依頼者が負担する検査料等)

第2条 事業の対象となる放射線量検査は、我が国から輸出される貨物のうち、次の各号の全てに該当する貨物（以下「輸出品」という。）に関する検査（以下「検査」という。）とする。

- 一 第4条に規定する検査申込み時点で輸出されていない貨物
- 二 商取引その他これに準ずる取引により輸出される貨物
- 三 通常の輸出取引において放射線量検査を求められている輸出貨物でない貨物

2 検査依頼者が負担する検査料及び減額される金額の上限は別表1のとおりとする。

(事業の実施期間)

第3条 事業の実施期間は、平成23年12月01日から平成25年3月31日までとする。（但し予算がなくなり次第終了）当該期間内に検査の申込がなされ、かつ、当該期間内に検査が終了し検査結果が記載された書類の発行が確認されたものを事業の対象とする。

(検査の申込み)

第4条 検査依頼者は、別紙様式による検査実施申込書に別表2に定める書類を添付して当社に申し込むものとする。

2 当社は、第1項の規定に基づき検査の申込みがあった場合には、検査実施申込書及び同項に定める書類が添付されていることを確認しその内容を審査するものとする。

3 当社は、次の各号のいずれかに該当すると認められる場合には、検査の申込を受理しないことができる。また、受理後も該当すると認められた場合は、遡及して取り消しすることが出来る。

- 一 検査の対象となる貨物が輸出品ではないとき
- 二 検査実施申込書又はその添付書類に虚偽の記載があるとき

(検査結果の交付)

第5条 当社は、検査が終了した場合には、検査依頼者に対して検査結果を記載した書類等を交付するものとする。

(検査料の請求)

第6条 当社は、検査依頼者に対して検査結果を記載した書類等を交付した後に、検査依頼者に補助金相当額を減額して検査料を請求するものとする。ただし、事業の適正かつ確実な処理の観点から、検査結果を記載した書類等を交付した後に検査料を請求することが適切でないと思われる場合は、この限りでない。

(その他必要な事項)

第7条 検査依頼者は、検査した貨物を輸出した場合には、次の各号のいずれかの書類を遅滞なく当社に提出するものとする。

一 税関当局による輸出許可書の写し

二 船積書類 (B/L) 又は航空貨物運送状 (AWB) のいずれかの写し

三 上記に準ずる書類で、貨物を輸出したことが確認できる書類の写し

2 検査依頼者が輸出をとりやめた場合又は第1項の規定による書類の提出がない場合は、当該貨物に係る検査は事業の対象としない。

3 当社は、事業の適正な実施を図るため、事業に関する書類及び実施状況等について必要な範囲において経済産業省に報告するものとする。

4 当社は、この規程により難い事由が生じたとき、あるいはこの規程に記載のない細部については、経済産業省と速やかに協議し、その指示に従うものとする。

別表1 検査依頼者が負担する検査料及び減額される金額の上限

	検査依頼者が負担する検査料	減額される金額の上限
輸出品の放射線量検査に要する経費 (注1)	① 検査依頼者（輸出者等）が中小企業の場合、検査料に1/10を乗じた額（1円未満切上げ）。 （注2） ② 検査依頼者（輸出者等）が中小企業以外の場合、検査料に1/2を乗じた額（1円未満切上げ）。	10万円 (注3)

(注1) 検査に要する交通費、検査料金に係る消費税及び輸出品ではない貨物の放射線量検査に要する経費については対象としません。

(注2) 中小企業とは、中小企業基本法の規定に基づき、業種ごとに以下の従業員基準又は資本金基準のいずれかを満足する企業とします。

種 業	従業員基準（常時使用する従業員数）又は 資本金基準（資本金の額又は出資の総額）
製造業・その他業種	300人以下又は3億円以下
卸売業	100人以下又は1億円以下
小売業	50人以下又は5,000万円以下
サービス業	100人以下又は5,000万円以下

(注3) 放射線量検査申込み/1回あたりの減額される金額の上限になります。

別表 2 検査実施申込書に添付する書類

1. 輸出契約書又はこれに準ずる書類の写し
 2. 中小企業の区分で検査を依頼する場合には、上記 1 の書類に加えて、労働保険申告書の写し（全事業所分）又は登記簿謄本（履歴事項全部証明書）（直近 3 ヶ月以内に発行されたものに限る。）
- ※本事業により同じ検査機関に複数回検査を依頼する場合には、2 回目以降は登記簿謄本（履歴事項全部証明書）の写しでも可とする。